

○鹿児島大学病院長候補者選考実施規則

平成31年 3 月22日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学の学部長等の任命等に関する規則(平成16年規則第110号。以下「任命等規則」という。)第3条第3項及び第10条並びに鹿児島大学病院長候補者選考委員会規則(平成31年規則第25号)第12条の規定に基づき、鹿児島大学病院長(以下「附属病院長」という。)候補者の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属病院長候補者の資格)

第2条 附属病院長候補者の資格は、人格が高潔で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有する者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有する者

2 鹿児島大学病院長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)は、附属病院長候補者の選考を行うにあたり、前項各号に定める要件の具体的内容について、鹿児島大学病院長候補者選考基準において予め定め、公表する。

(附属病院長候補適任者の推薦)

第3条 選考委員会は、附属病院長候補者の選考を行うにあたり、鹿児島大学病院(以下「附属病院」という。)に対して、3名の附属病院長候補適任者の推薦を求める。

2 附属病院長候補適任者の推薦に関し必要な事項は、附属病院が別に定める。

(附属病院長候補者の選考及び推薦)

第4条 選考委員会は、前条の規定に基づき推薦された複数名の附属病院長候補適任者について、提出された書類により、鹿児島大学病院長候補者選考基準に照らし審査を行い、2名又は3名の附属病院長候補者を選考し、学長に推薦する。

2 前項の推薦を行うにあたっては、任命等規則第3条第1項の規定に基づき、附属病院長候補者の略歴及び所信表明並びに鹿児島大学病院規則(平成16年医歯病規則第1号)第14条に定める病院運営会議における投票結果並びに選考理由及び選考過程を添付する。

(補足)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、選考委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月6日から施行し、令和2年6月1日から適用する。